

発話行為理論

——J. ハーバーマスの「普遍的語用論」に向けて——

宮坂豊夫

0. はじめに

「言語論的転回」(linguistic turn)ということが言われるようになってから、そろそろ半世紀が過ぎようとしている。この用語を最初に使ったのは、ヴァイーン学団のメンバー G. ベルクマンであり、この用語が広まるきっかけとなったのは、アメリカの哲学者 R. ローティが編集した論文集『言語論的転回』(1967)であった。この「言語論的転回」の本質は、20世紀哲学の方法が「意識分析(反省)から言語分析へと転換した」⁽¹⁾という点に求めることができる。今日よく言われる「語用論」(Pragmatik)は、このような言語論的転回の一環として成立した。そしてこの語用論の主要な研究領域の一つに、イギリス日常言語学派によって展開された「発話行為理論」(Sprechakttheorie)がある。この発話行為理論は、20世紀の後半になって、ドイツ・フランクフルト学派二世代の J. ハーバーマスによって「普遍的語用論」(Universalpragmatik)の中に取り入れられることになった。この頃ドイツでは、言語研究が構造主義的方法から語用論的方法へと次第に脱皮し、「語用論的転換」(pragmatische Wende)ということが言われるようになった。本稿ではプラグマティズムの創唱者 Ch. S. パースからハーバーマスにいたるまでの語用論の経緯を点描してみたい。

1. Ch. S. パースのプラグマティズムと Ch. W. モリスの記号理論

1. 1. Ch. S. パースのプラグマティズム

19世紀末から20世紀にかけて展開されたプラグマティズムの創唱者はアメリカの哲学者パースである。かれは究極的な知の基礎づけを反省に求める伝統的な哲学の方法を拒否し、人間の認識活動一般を「記号過程」として捉えようとした⁽²⁾。パースは「われわれは記号を使わずに思考する能力をもたない」⁽³⁾と述べている。20世紀後半の語用論という視点からみるならば、パースの研究成果のなかには、注目すべき次の二点が含まれている。

(1) パースは「記号一般が当の記号とその解釈者ならびにその対象との三項関係……によって法則化できることを史上はじめて示した」⁽⁴⁾といわれる。

記号、あるいは表意体とは、何らかの側面ないしは能力において誰かに対し何ものかの代理をするものである。それは誰かに向けられ、その人のところの中に同値の記号あるいはさらに発展した記号を創りだす。その創りだされた記号を私は最初の記号の解釈項と呼ぶ。記号はまた何ものかの代理、すなわちその対象の代理をする⁽⁴⁾。

(2) パースは人間の認識の可謬性を認め、「ある認識が真であるか否かの規準は〈個人〉における〈確実性〉の問題ではなく、理論的訓練を積み、率直に意見を交換する探求者相互によって構成されるところの〈共同体〉における意見の一致の問題」⁽⁵⁾であるという立場から、真理というものが合意に基づくことを明らかにした。

1. 2. Ch. W. モリスの記号理論

モリスはパースの記号思想を継承し、「プラグマティズムの不変の意義は、それ以前に比べて一層詳しく記号と使用者との関係に注意を向け、人間の知的活動を理解するのに、そのような関係を見無視できないことを見定めた点にある」⁽⁶⁾という洞察のもとに、「語用論」(Pragmatik)という用語を使用し、その研究領域を設立した。モリスは「あるものが記号として機能する過程」を

「記号過程」(Semiose)と呼ぶ。そしてこの記号過程には次の三つのファクターが関与するとしている。

記号媒体 (Zeichenträger) : 記号として作用するもの (記号そのもの)

指示対象 (Designat) : 記号が指示するもの

解釈項 (Interpretant) : 記号使用者が記号を通じて媒介的に考慮する行為
 モリスはさらに、このような記号過程への関与者 (記号使用者) を「解釈者」(Interpret)と呼ぶ。かくしてかれは、記号過程の仲介役である「記号媒体」と他の関与項との関係から、三つの記号研究の領域を導き出している。

構文論 (Syntaktik) : 記号と他の記号との間の関係の研究

意味論 (Semantik) : 記号と記号が適用される対象との間の関係の研究

語用論 (Pragmatik) : 記号と解釈者 (解釈項) との間の関係の研究

モリスはこのような記号論の領域設定に基づいて、「いまや言語の完全な特性が与えられる。用語の完全な記号論的意味における言語とは、その用法が構文論的、意味論的および語用論的な規則によって規定されているところの記号媒体の相互主観的な集合である」⁽⁷⁾と述べている。モリスによってこのように位置づけられた語用論は、その後記号研究の単なる一領域というよりは、むしろ独立した一つの科学としての性格をもつようになっている。

2. L. ヴイトゲンシュタインの「言語ゲーム」

ヴィトゲンシュタインの哲学は前期と後期に分けられる。前期ヴィトゲンシュタインの哲学は『論理哲学論考』(1922)に示された「写像理論」(「命題は現実の像である」)であり、後期ヴィトゲンシュタインのそれは『哲学的探求』(1953)に代表される「言語ゲーム」論である。この前期と後期の哲学は基底的には共に言語批判であったという点で共通している。

後期ヴィトゲンシュタインの言語ゲーム論は、かれ自身の「写像理論」への自己批判を出発点とするが、それは「言語を話すことは一つの活動もしくは生活形式の一部」⁽⁸⁾であり、「語の意味とは言語 [生活形式の一部としての言語

ゲーム]における当の語の使用である」⁽⁹⁾という認識に基づいている。言語ゲームとは「言語という道具とその使用方法の多様性」⁽¹⁰⁾をありのままに捉えたものであるということが出来る。

言語ゲームの多様性を次の例およびその他に照らして思い浮かべてみよ。

- 命令する、そして命令に従って行動する－
- ある対象を外見に従ってあるいはよく見たとおりに描写する－
- ある対象を記述（図面）に従って制作する－
- ある出来事を報告する－
- その出来事について推測する－
- 仮説を立てて検証する－
- [中略]
- ある言語から他の言語へ翻訳する－
- 乞う、礼を言う、罵る、挨拶する、祈る⁽¹⁰⁾。

ヴィトゲンシュタインは、このような言語使用に関連して、「言語と言語が織り合わされた諸行為の全体をも＜言語ゲーム＞と呼ぼうと思う」⁽¹¹⁾と述べている。したがって言語ゲームとは具体的・臨牀的にみた言語行為の総称でもある。かれはさらにこのような言語ゲームの種々相を、「これらの現象に共通性はなく、……それらは雑多な仕方で相互に類似している」⁽¹²⁾だけであるとみなし、この多様性と類似性を捉えて「家族的類似性」と呼んだ。総じてヴィトゲンシュタインの言語ゲームとは、人間存在の原点である生活世界に降り立ち、そこに繰り広げられる言語の実相をすくい上げるための概念であるといえよう。そこからは、言語は単なる記述手段ではなくて、言語の使用は対人的・相互人格的な言語行為であるという人間と言語の語用論的な関係が看取される。

3. J. L. オースティンと J. R. サールの「発話行為理論」

3. 1. J. L. オースティンの「発話行為理論」

イギリス日常言語学派のオースティンは、講義「如何にして言葉を使って物

事を行なうか」(How to Do Things with Words, 1955)において発話行為理論を展開した。かれはまず、文には単に陳述を行なう「事実確認的」(konstativ)な文——例：「メアリーは走っている」——の他に、「その文を発話することが[その文によって述べられている]当の行為を実際に行なうこと」⁽¹³⁾になる「行為遂行的」(performativ)な文——例：「私はそうすることを約束します」(この文を発話すれば約束行為を遂行したことになる)——があることを指摘した。前者においてはその内容の「真／偽」が問題となるのに対して、後者においては「適切／不適切」が問題になるという。言語論的転回後の哲学においては主として陳述文(事実確認的な文)の真／偽が論じられてきており、従ってオースティンが従来とは異なって、あらたに行為遂行的な文に注目したのは特筆すべきことであつたと言わねばならない。

オースティンはさらに、事実確認的な文も本来的には行為遂行的であるという洞察から「事実確認的」と「行為遂行的」という二分法を止揚し、一つの発話が同時に三つの行為的側面をもつという発話行為理論を展開することになった。

- 1) 発語行為 (Lokution) : これは「何ごとかを言う」行為で、「音声的行為」, 「用語的行為」, 「意味的行為」に分けられる。
- 2) 発語内行為 (Illokution) : これは1)の発語行為をしながら(することにおいて)遂行される行為で、「命令する」, 「警告する」, 「賭ける」などである。
- 3) 発語媒介行為 (Perlokution) : これは1)の発語行為と2)の発語内行為をすることによって達成される行為で、「安心させる」, 「説得する」, 「得心させる」などである。

ここで発話の三つの側面のうちの発語内行為に含まれる「約束」, 「忠告」, 「警告」などは、「発語内の力」(illokutive Kraft)と呼ばれる。そしてそれぞれの発話がどのような発語内の力を発揮するかは語用論的な発話情況によって決まる。ここにはヴィトゲンシュタインの言語ゲームに基づく「意味とは使用である」という原理が働いていると理解することができる。

オースティンの発話行為理論は、いまみた発話の三つの側面の内の「発語内行為」を主要なテーマとしており、かれはこの発語内行為を動詞によって分類してみせた。

- 1) 判定宣告型：schätzen (査定する), deuten (解釈する), bewerten (評価する) etc.
- 2) 権限行使型：befehlen (命令する), erlauben (許可する), warnen (警告する) etc.
- 3) 行為拘束型：versprechen (約束する), wetten (賭ける), zusagen (承知する) etc.
- 4) 態度表明型：danken (礼を言う), kritisieren (批判する), segnen (祝福する) etc.
- 5) 言明解説型：antworten (答える), behaupten (主張する), berichten (報告する) etc.

ヴァイトゲンシュタインの言語ゲーム論とオースティンの発話行為理論を比較してみるならば、前者は語用論的情况における言語使用の実相を臨床的に明らかにしたのに対して、後者はそれを発話行為として捉え、その機構を理論化してみせたといえることができる。

3. 2. J. R. サールの「発話行為理論」

アメリカの哲学者サールはオースティンの衣鉢を継ぎ、発話行為理論を拡充した。彼による理論的拡充のうち、ハーバーマスとの関係から、次の二点に注目しておきたい。

(1) すでにオースティンによって示唆されていたことであるが、サールは一つの発語内行為は「命題行為」と「発語内の力」から成り立つとし、これを「 $F(p)$ 」という一般式にまとめた。この式で F は発語内の力、 p は命題内容の指標である。この一般式は、たとえば命題内容は同一であっても、その命題の発話の仕方・状況が異なれば発語内の力（発語内行為）は別なものになるような場合があることを説明してくれる。

(2) サールはおのおのの発話行為の成立条件を検討しこれを規則化した。

たとえば発語内行為「依頼」は次のような規則にまとめられている。(聞き手 H, 話し手 S, 行為 A)

- 命題内容規則：H の未来の A。
- 事前規則 1：H は A をする能力をもつ。S は H が A をする能力があると信じる。
 - 2：H が事態の普通の経過において A を自発的に行なうということは、S にも H にも自明ではない。
- 誠実性規則：S は H が A をすることを望んでいる。
- 本質規則：H に A をさせる試みであるとみなされる⁽¹⁴⁾。

4. J. ハーバーマスの普遍的語用論（真理の合意に向けて）

4.1. 社会批判的語用論

これまで述べてきたモリス以来の語用論を言語的語用論と一括するならば、これを社会哲学的領域に応用したのは、ドイツの K. -O. アーベルとハーバーマスであった。アーベルの社会哲学的語用論は「超越論的語用論」(transzendente Pragmatik) と呼ばれ、ハーバーマスのそれは「普遍的語用論」と名付けられている。

フランクフルト学派第一世代の M. ホルクハイマーと Th. アドルノによる近代批判の書『啓蒙の弁証法』(1947) は、「啓蒙によって文明を獲得し、野蛮を克服してきたはずの人類は、しかし、啓蒙によって新しい野蛮状態へ落ちていく」という「啓蒙の自己崩壊」⁽¹⁵⁾をテーマとする。ホルクハイマーとアドルノはこの「啓蒙の自己崩壊」の元凶を、啓蒙による文明獲得の推進力であった「合理性それ自体」のうちにみる。これに対してハーバーマスは、ホルクハイマーとアドルノの「合理性」への懐疑は「合理性に内在する可能性」を正当に評価してはいないとみなす⁽¹⁶⁾。かくしてハーバーマスはこの「合理性に内在する可能性」の回復をはかるために、近代哲学の「主観中心的理性」を「コミュニケーション的理性」に置き換えることを主張する⁽¹⁷⁾。そしてこのよう

な背景のもとに登場してくるのが、ハーバーマスの「普遍的語用論」である。かれはこの「普遍的語用論」の課題を、「意志疎通と合意が可能になるための普遍的な条件を確かめそれを追構成すること」⁽¹⁸⁾であると定義する。そこでは「理想的発話状況」(ideale Sprechsituation) というものが要請され、強制のない自由な議論に基づく合意が保証されることになる。

このコミュニケーションの合理性の概念には次のような意味が付随する。それは最終的には論証的な話し合いが強制のない融和的で合意的な力をもつという根本的な経験にさかのぼる。論証的話し合いの場では、さまざまな参加者が当初は主観的でしかなかった考え方を克服し、理性的に動機づけられた信念の共通性によって、客観的世界の統一性とかれらの生活関連の相互主観性を確信するにいたるのである⁽¹⁹⁾。

強制のない自由な議論による合意の保証——これはすでに述べたパースにおける「真理の合意説」に通底する。

4. 2. 日常言語の二重構造と発話状況の一般構造

ハーバーマスはヴィトゲンシュタインの臨床的な言語ゲーム論を批判的に踏まえながら、「言語ゲーム一般についての普遍的語用論」と「コミュニケーション的な生活形式の一般構造」の再構成を試みている。そのために彼は、まず談話の基本単位である発話行為の組成・構造を問題にし、オースティンとサルによって指摘された「遂行的発話」における再帰性(言語の自己注釈作用)に注目する。

発話行為は遂行文とそれに従属する命題内容文から成り立っている。主文[遂行文]は発話において話し手/聞き手の間に相互主観的な関係を作り出すために使用される。従属文は発話において対象(または事態)についてコミュニケーションするために使われる。遂行文と命題内容文の基本的な結びつきの中に日常言語コミュニケーションの二重構造が示されている。すなわち、対象(または事態)に関するコミュニケーションは、従属文の使用意味について同時的にメタ・コミュニケーションがなされるという条件のもとでのみ成立する。……少なくとも話し手/聞き手の二人が二つのレベル——主体たちが互いに話し合う相互主観性のレベルと主体たちが理解し合う対

象（または事態）のレベル——で同時にコミュニケーションがなされなければならない(20)。

発話行為	
遂行文（主文） [相互主観性のメタ・レベル]	命題内容文（従属文） [対象・事態のレベル]
ICH sagen (gegenüber) DU: .	Peter morgen sein in Frankfurt

(21)

発話行為はこのようにメタ・レベルの遂行文と命題内容文という二重構造をなすが、実際の発話においては前者が言語化されないことがある。しかしそのような場合でも、遂行文は具体的・現実的な発話過程の中に命題内容文の使用意味として含意されているのである⁽²²⁾。このような発話行為の規則体系に習熟し使いこなす能力を、ハーバーマスは「コミュニケーション能力」(kommunikative Kompetenz) と呼ぶ。

次にハーバーマスは、発話行為の体系化のためにヴンダーリヒに依拠して、日常コミュニケーションの舞台である発話状況の一般構造を明らかにする。そこには発話そのもの、発話の対象・事態、話し手・聞き手の相互人格的な関係というコミュニケーションの条件を作り出す諸要素が含まれている。

- 1) 人称代名詞（これらの代名詞は遂行的／指示的という二重機能をもつゆえ、単なる指示的表現であるとはみなさない）
- 2) 談話の開始や呼び掛けに用いられることばや言い回し（文法化されたものとしては呼格と敬語）
- 3) (空間と時間の) 指示表現, 指示代名詞, 冠詞, 数詞（文法化されたものとしては時称形式, ときには話法）
- 4) 遂行動詞（文法化したものとしては疑問詞, 命令法, 間接話法）
- 5) 遂行的には用いられない志向的動詞, 若干の様態の副詞⁽²³⁾

これらのものは「発話状況の一般構造に組み込まれている」ゆえに、「語用論的普遍概念」と呼ばれる⁽²³⁾。

4.3. 発話行為の分類

ハーバーマスは、発話状況の一般構造を作り出すか否かという視点から、発

話行為を四つのタイプに分けている⁽²⁴⁾。

- 1) コミュニケーション型：談話の語用論的な意味を表わし、発話の意味を発話として明示する。例：sagen(言う), äußern(発話する), sprechen(話す) etc.
- 2) 事実確認型：文の認知的な意味を表わし、言明の意味を言明として明示する。例：behaupten(主張する) これには次の二つの契機が統合されている。
 - a) 言明の断定的な使用：beschreiben(記述する), berichten(報告する) etc.
 - b) 真理性要求の語用論的な意味：versichern(請け合う), betuern(誓う) etc.
- 3) 表出型：聞き手に対する話し手の自己表示の語用論的な意味を表わす。例：offenbaren(打ち明ける), gestehen(白状する), preisgeben([秘密を]洩らす) etc.
- 4) 規制型：文の実際の使用意味を表わし、話し手/聞き手の行為規範に対する関係を明示する。例：befehlen(命令する), bitten(依頼する), ermahnen(催促する) etc.

すでに示したように、オースティンはこれら四つの他にもう一つ「態度表明型」——例：danken(感謝する), beglückwünschen(祝辞を述べる) etc.——という発話行為のタイプを掲げている。しかし発話状況の一般構造を作り出すか否かという視点からすれば、「態度表明型」にはその働きがなく、したがってハーバーマスは語用論的普遍態には属さないとする。

4. 4. 妥当要求と理想的発話状況

ことばを用いてある行為を遂行するという発話行為において、話し手は自分の発言の真実性(妥当性)を目指し、聞き手がそれを承認することを求めている。ハーバーマスはこれを「妥当要求」(Geltungsanspruch)と呼ぶ。この妥当要求は「普遍的に対話を構成する要素」であり、発話行為の種類に対応して四つの種類がある⁽²⁵⁾。

- 1) 理解可能性要求 (Verständlichkeit) : 「話し手と聞き手が相互理解するために、話し手は理解可能な表現を選ばねばならない。」(言語使用の正しさの要求)
- 2) 真理性要求 (Wahrheit) : (事実確認的発話行為に関して) 「聞き手が話し手と知識を共有できるように、話し手は真の命題内容を伝えるという意図をもたねばならない。」(発話の命題部分の真理性に関する要求)
- 3) 誠実性要求 (Wahrhaftigkeit) : (表出的発話行為に関して) 「聞き手が話し手の発話を信じることができるように、話し手は自分の意図を誠実に表出しようとしなければならない。」(話し手の表出した意図の誠実性についての要求)
- 4) 正当性要求 (Richtigkeit) : (規制的発話行為に関して) 「聞き手が発話を受容し、聞き手と話し手の両者が当の発話で一般に認められた規範について合意できるように話し手は既存の規範や価値の点で正しい発話を選ばねばならない。」(発話の遂行的部分の正当性についての要求)⁽²⁵⁾

これらの妥当要求は、日常的な言語コミュニケーションの場面では、話し手と聞き手の間で暗黙裏に「背景的合意」(Hintergrund)として承認されているのが通例である。しかしこの背景的合意に亀裂が生じた場合——たとえば話し手の要求に対して、聞き手からその要求に対する疑義・反論が提出された場合——には、妥当性要求が表面化することになる。そのような場合、なかでも真理性要求と正当性要求に疑義が生じた場合には、発話行為レベルのコミュニケーションを一時中断して、発話の妥当要求の吟味に向けて「討議」(Diskurs)と呼ばれるいわばメタ・レベルのコミュニケーションに移ることになる。「討議」とは「問題視された妥当要求をテーマ化し、その正当性[根拠・理由]を追究する、議論という特徴をもつコミュニケーションの形式」⁽²⁶⁾である。問題視された状況が討議によって克服された場合、それは「(討議的)了解」(Verständigung)と呼ばれる。了解とは討議への参加者全員による「合意」(Konsensus)に他ならない。

いままたように、妥当要求に疑義が生じた場合、討議を通じて合意が得られ

るのであるが、そのさい得られた合意が、真の合意か偽の合意かという点については依然として問題が残る。合意の真偽判定の保証はどこに求めることができるのか。ハーバーマスはその手掛かりを言語コミュニケーションの様態の中に探ろうとする。なぜならば偽の合意はコミュニケーションの歪みから生じるからである。したがって、真の合意が達成されるためには、歪みのないコミュニケーションが討議において実現していなければならない。ハーバーマスは、このような歪みのないコミュニケーションが展開される状況を「理想的発話状況」(ideale Sprechsituation)と呼ぶ。

理想的発話状況の構想は、……いかにして可能となるのであろうか。真の合意を偽の合意から判別する場合、われわれが理想的と呼ぶのは、コミュニケーションが外部の偶然的な影響のみならず、コミュニケーションの構造そのものから生じる強制によっても妨げられないような発話状況のことである。理想的発話状況は、コミュニケーションの体系的な歪みを排除してくれる。その場合にのみ、主張[真理性要求]の方法的な検証が専門的知識によって活発化し、また実践的問題[正当性要求]についての決定を合理的に動機づけることができるような、よりよい論証の強制なき強制だけが支配することになる(27)。理想的発話状況は、その条件下で達成される合意のどれもがおのずから理性的合意であるとみなされてよい、ということによって規定されるべきである(28)。理想的発話状況は経験的現象でもなければ、単なる構成概念でもない。それは討議において避けることのできない、互恵的に企てられた想定である。……この想定は、反事実的になされるとしても、コミュニケーション過程の中で操作的に実働する仮設である。理想的発話状況はしたがって先取りされたものである。この先取りだけが、じっさいに達成された合意を理性的合意の要求に結びつけることを保証してくれる。同時にこの先取りは、じっさいに達成された合意を疑問視し、それが根拠づけられた合意のための指標であるかいなかを検証する批判的尺度でもある(29)。

理想的発話状況は反事実的に先取りされた仮設である。反事実的に先取りされた理想的発話状況という想定のもとにおいて歪みのない真の討議が実現される、というのがハーバーマスの主張である。

5. おわりに

これまでに述べてきた語用論にはじまる発話行為理論には、「意味」(文や発話の意味)、「力」(発語内の力)、「行為」(発話行為、発語行為、発語媒介行為)という理論的な概念が頻繁に登場する。発話行為理論について考えるとき常々思い出されるのは、ゲーテの畢生の大作『ファウスト』第1部「書齋」の場面である。ファウストは新約聖書ヨハネ伝冒頭の句を、「はじめに言葉ありき」と訳し、それに飽き足らず「言葉」(Wort)の部分を「意味」(Sinn)に置き換え、さらに「力」(Kraft)とし、最後に「行為」(Tat)という訳におさめている。これについてとくに興味をひくのは、はじめに「言葉」そして「意味」と訳されたギリシア語の<logos>が、通常理解を凌駕して、「力」となり「行為」となっている点である。ゲーテの意識の底には、ギリシア語の<logos>は一種の「創造的原理」(das schaffende Prinzip)であるという思いがあったといわれる。20世紀の語用論にはじまる発話行為理論を一望するとき、そこには図らずもゲーテの言語観が映し出されているように思われてならない。ハーバーマスの普遍的語用論もその例外ではないであろう。

注

- (1) 野家啓一他編『岩波 哲学・思想事典』「言語論的転回」の項 p. 453-454.
- (2) 注(1)の文献「パース」の項 p. 1270. 木田元他編『コンサイス 20世紀思想事典』(第2版)「プラグマティズム」項 p. 776-777.
- (3) 米盛裕二『パースの記号学』p. 116.
- (4) 山本巍他著『哲学 原典資料集』p. 169-170. 趣旨は変えずに本文に合わせて引用文を変更した箇所がある。以下同じ。
- (5) 伊藤邦武『パースのプラグマティズム』p. 54.
- (6) Ch. W. モリス (内田種臣他訳)『記号論の基礎』p. 51. なお、傍点は宮坂。
- (7) 注(6)の文献 p. 60.
- (8) L. Wittgenstein: *Philosophische Untersuchungen*, 23.
- (9) 注(8)の文献 43. []内は宮坂の補足。以下同じ。
- (10) 注(8)の文献 23.

- (11) 注(8)の文献 7.
- (12) 注(8)の文献 65.
- (13) J. L. Austin (übers. von E. v. Savigny) : *Zur Theorie der Sprechakte*, 2. Aufl., 1979, p. 29. なお, オースティン著 (坂本百大訳) 『言語と行為』も参照した。
- (14) J. R. Searle (übers. v. R. und R. Wiggershaus) : *Sprechakte*, 1983, p. 100. なお, サール著 (坂本百大他訳) 『言語行為 言語哲学への試論』も参照した。
- (15) M. ホルクハイマー / Th. W. アドルノ著 (徳永侑訳) 『啓蒙の弁証法』の帯。
- (16) 門脇俊介著 『現代哲学』 p. 200-201.
- (17) 注(4)の文献 p. 235.
- (18) J. Habermas : *Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns*, 1984, p. 353.
- (19) J. Habermas : *Theorie des kommunikativen Handelns*, 1981, p. 28. なお, ハーバーマス著 (河上倫逸他訳) 『コミュニケーション的行為の理論』(上)も参照した。
- (20) 注(18)の文献 p. 90-91. なお, ハーバーマス著 (森元孝他訳) 『意識から言語へ』も参照した。
- (21) H. Pelz : *Linguistik für Anfänger*, 1975, p. 227.
- (22) J. Habermas : *Vorbereitende Bemerkungen zu einer Theorie der kommunikativen Kompetenz* (J. Habermas/N. Luhman : *Theorie der Gesellschaft oder Soziologie*, p. 101-141), p. 104. なお, ハーバーマス / ルーマン著 (佐藤嘉一他訳) 『批判理論と社会システム理論』(上)も参照した。
- (23) 注(22)の文献 p. 109.
- (24) 注(22)の文献 p. 110-112.
- (25) 注(18)の文献 p. 354-355.
- (26) 注(18)の文献 p. 130.
- (27) 注(18)の文献 p. 119-121.
- (28) 注(18)の文献 p. 118.
- (29) 注(18)の文献 p. 180.